

みやぎ森と緑の県民条例基本計画の中間見直しについて

1 はじめに

「みやぎ森と緑の県民条例基本計画(新みやぎ森林・林業の将来ビジョン)」は、平成20年に策定した「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」の実施点検の結果を踏まえ、東日本大震災や森林に期待する社会的な要請の拡大などの情勢の変化に的確に対応し、本県の森林、林業・木材産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で、平成30年3月に策定しました。

現計画は平成30年度から令和9年度までの10か年計画ですが、計画開始から5年目を迎えることから、この間の社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直し作業を開始することとしたものです。

2 みやぎ森と緑の県民条例基本計画の概要

計画期間	平成30年度から令和9年度までの10年間
目指す姿	“木を使い・植え・育てる”循環の仕組みが定着し、旺盛な木材需要の下で県産材自給率が向上することにより、県内林業・木材産業が活力あふれる循環型産業として成長しています。また、水源の保全、県土保全や地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能が発揮され、県民が森や木を身近に感じながら安心して暮らせる宮城が実現しています。
森林・林業行政の理念	「森林環境の保全」「低炭素社会の構築」「地域経済の発展」 それぞれが共存し、均衡が取れた宮城の森林・林業

目指す姿実現のための4つの基本方向と12の取組

政策Ⅰ	林業・木材産業の一層の産業力強化	政策Ⅱ	森林の持つ多面的機能のさらなる発揮
	取組1 県産木材の生産流通改革 取組2 県産木材の需要創出とシェア拡大 取組3 持続可能な林業経営の推進		取組4 資源の循環利用を通じた森林の整備 取組5 多様性に富む健全な森林づくりの推進 取組6 自然災害に強い県土の保全対策
	政策Ⅲ		森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成
取組7 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成 取組8 地域・産業間の連携による地域産業の育成 取組9 新たな森林、林業・木材産業関連技術の開発・改良 取組10森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成		取組11 海岸防災林の再生と特用林産物の復興 取組12 地域資源をフル活用した震災復興と発展	

5つの重点プロジェクト

50年後、100年後の宮城の森林、林業・木材産業の姿を考え、県が計画期間の10年間で取り組む施策の中でも特に力を注いでいくべき取組を「重点プロジェクト」として5つ設定し、国、市町村、森林、林業・木材産業関係者はもとより、県民や企業、ボランティア団体など多様な主体の協力を得ながら推進していくこととしています。	重点プロジェクト1	新たな素材需給システムと木材需要創出
	重点プロジェクト2	主伐・再造林による資源の循環利用
	重点プロジェクト3	経営能力の優れた経営者の育成、新規就業者の確保
	重点プロジェクト4	地域・産業間連携による地域資源の活用
	重点プロジェクト5	海岸防災林の活用等による震災の教訓伝承と交流人口の拡大

3 みやぎ森と緑の県民条例基本計画の目標指標達成状況

目指す姿実現のために取り組む4つの施策の効果を検証するため、以下18項目の目標指標を設定。

政策Ⅰ						政策Ⅱ					
目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)	目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)
素材生産量【年間】	千m ³	576	634	91%	700	間伐実施面積【年間】	ha	3,366	5,600	60%	5,600
林業(木材)産出額【年間】	億円	44	49	90%	56	植栽面積【年間】	ha	242	295	82%	400
木材・木製品出荷額【年間】	億円	847	880	96%	980	松くい虫による枯損木量【年間】	m ³	10,151	13,453	133%	10,000
木質バイオマス活用施設導入数【累計】	基	64	57	112%	60	保安林の指定面積【累計】	ha	68,966	69,472	99%	70,872
CLTを用いた建築物の建設棟数【累計】	棟	21	24	88%	54	山地災害危険地区(Aランク)の治山工事着手率【累計】	%	49	51	96%	65
森林経営計画の策定率【累計】	%	27	40	68%	60	政策Ⅳ					
政策Ⅲ						政策Ⅳ					
目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)	目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)
新規林業就業者数【年間】	人	42	63	67%	100	海岸防災林(民有林)造成面積【累計】	ha	753	750	100%	750
森林施業プランナー雇用林業事業体数【累計】	事業体	19	18	106%	28	原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数【累計】	人	54	51	106%	66
林業(特用林産物)産出額【年間】	億円	41	39	105%	46	特用林産物生産施設のGAP認証取得数【累計】	件	5	10	50%	15
宮城県森林インストラクター認定者数【累計】	人	683	723	94%	900						

※ 実績値は各項目の直近公表値を記載。
※ は現時点での目標値(中間目標)を概ね達成している項目

4 本県の森林、林業・木材産業を取り巻く状況

情勢の変化
◆ ウッドショック 令和2年5月以降、新型コロナウイルス感染症対策による景気刺激策等を受け、米国での住宅需要が急増したことや、船舶・コンテナ不足等に伴い、世界的な木材の不足、価格の上昇が生じた。 日本においても、輸入材が不足する中、代替としての国産材の需要が高まり、木材価格が高騰する、いわゆる「ウッドショック」が発生し、現在も動向の注視が必要な状況にある。
◆ 頻発化・激甚化する災害 令和元年10月に発生した令和元年東日本台風は、各地で記録的な大雨をもたらす、本県においても林道施設や林地等で甚大な被害が発生した。近年、豪雨災害などが頻発化・激甚化しており、森林の適切な管理による公益的機能の発揮が求められている。
国の施策(林業関係)
◆ 森林経営管理法の施行 平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、手入れの行き届いていない森林の経営管理を促進し、林業の成長と森林資源の適正な管理の両立を実現するための取組が開始された。 この法律で措置された「森林経営管理制度」は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が主体となって管理していくこととされており、その財源として、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。
◆ 新たな森林・林業基本計画の策定 令和3年6月に新たな森林・林業基本計画が策定され、社会経済生活の向上と2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくことや、伐採から再造林・保育に至る収支をイノベーションでプラス転換とする「新しい林業」の実現に取り組むこととされた。
◆ 木材利用促進法の改定 令和3年10月に「公共建築物等木材利用促進法」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律」が施行された。 この改正では、法律の目的に「脱炭素社会の実現」を位置づけるとともに、木材利用促進の対象を公共建築物から建築物全般に拡大された。
県の施策
◆ 新・宮城の将来ビジョン策定 令和2年度で終期を迎えた「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」で掲げる理念を継承し、一つの計画に統合する形で令和2年12月に策定された。令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10か年のビジョンとなっている。 ビジョンでは、人口減少社会の中で県が目指すべき将来の方向が示されたほか、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール・ターゲットを理念や施策に反映し、取組を進めていくこととしている。

5 「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」中間見直しの方向性(案)

中間見直しの基本方針
・理念や目指す姿、基本方向といった、基本計画の基礎となる部分や全体の構成は、現行のとおりとする。
・計画開始以降の情勢の変化や、国・県の法律や計画の改正、計画開始からこれまでの間に進めてきた施策の成果・今後の課題等を踏まえた見直しを行い、「改定版」として取りまとめる。

中間見直しに当たり検討が想定される事項
第1章 新みやぎ森林・林業の将来ビジョン策定に当たって
(1) 新・宮城の将来ビジョン
第2章 森林、林業・木材産業をめぐる情勢と本県の現状
(1)人口減少 (2)SDGs (3)2050年カーボンニュートラルの実現 (4)ウッドショック (5)頻発化・激甚化する災害 (6)森林経営管理法と森林経営管理制度 (7)木材利用の推進 (8)みやぎ森林・林業未来創造機構 (9)海岸防災林の復旧完了

第3章 本県森林・林業行政の理念	現行のとおり

第4章 政策推進の基本方向と12の取組 / 第5章 重点プロジェクト			
(1) スマート林業	政策Ⅰ 取組1	政策Ⅲ 取組9	重点プロ1
(2) 民間施設等における木造化の推進	政策Ⅰ 取組2		
(3) 森林経営管理制度・森林環境譲与税	政策Ⅰ 取組3	政策Ⅱ 取組5	重点プロ2
(4) 自伐型林業	政策Ⅲ 取組4		
(5) みやぎ森林・林業未来創造機構	政策Ⅲ 取組7	重点プロ3	重点プロ4
(6) 非破壊検査機による出荷制限解除	政策Ⅳ 取組11		
(7) 海岸防災林・森林づくり協議会・みやぎグリーンコーストプロジェクト	政策Ⅳ 取組11	政策Ⅳ 取組12	重点プロ5

目標指標
・達成率の低い指標(新規林業就業者数等)について、施策内容や対策、目標値等の再検討を行う。
・既に目標値を達成している指標(海岸防災林造成面積等)について、目標値や目標指標の再検討を行う。
・新たに追記を見込む取組(森林経営管理制度等)について、目標指標の新設の検討を行う。